

# 安全で安心な年末を

今年もあとわずかとなり、まちは慌ただしさを増しています。年末は、火気の使用が増えて火災の危険性が高まるため、火災の多くが発生する傾向にありますので、十分な注意が必要です。

火災による総死者数は1,766人(平成23年)、このうち、一般住宅・共同住宅・併用住宅などの住宅火災による死者数は、放火自殺者などを除くと1,070人となり、半数以上を占めています。住宅火災による死者数は徐々に減少していませんが、9年連続で千人を超えているなど、尊い生命が失われる状況が、依然として続いています。火災による犠牲者を減少させ、財産の損失を防ぐためには、日頃から一人ひとりが生活の中で火災を未然に防ごうという防火意識を高めることが大切です。

安心して安全な年末を過ごすために、防火について再確認しましょう。

## 住宅防火 いのちを守る7つのポイント



**対策1**  
逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。



**対策2**  
寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。



**対策3**  
火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。



**対策4**  
お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



**習慣1**  
寝たばこは、絶対やめる。



**習慣2**  
ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。



**習慣3**  
ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

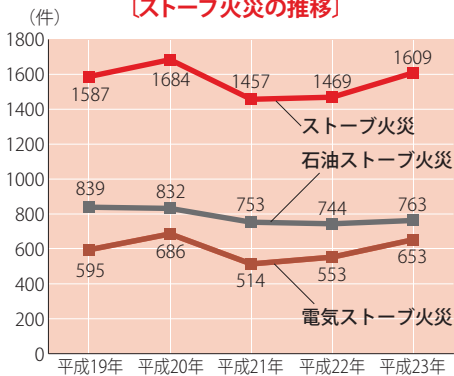


ストーブの取扱いに気をつけよう

本格的な冬の到来に備え、石油ストーブなどの暖房器具の手入れは万全でしょうか。

平成23年中におけるストーブによる火災をみると、全国で1,609件発生しています。また、東日本大震災による電力事情等の影響もあり、電源不要の石油ストーブの販売台数が大幅に増加しています。寒い時期を迎えるにあたり、これからストーブなどの暖房器具を使用する機会が多くなります。火災を発生させないよう心がけましょう。

【ストーブ火災の推移】



この冬のチェック  
野焼きはダメ!  
法律で禁止されています。

自宅の敷地内を含む野外でのごみの焼却行為(野焼き)は違法行為です。一部の例外を除き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

■罰則

違反した場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円(法人は3億円)以下の罰金またはこれらの併科に処せられます。また、例外に該当する場合でも近所へ迷惑がかかるなど周辺の生活環境への悪影響が認められるときには直接指導に伺い、行為を中止していただくこともあります。

■野焼き禁止の例外

・廃棄物処理法の処理基準に従って焼却炉等で廃棄物を焼却する場合  
・どんど焼きなど社会慣習上やむを得ないもの  
・焚き火など日常生活を営むために通常行われる廃棄物の焼却で、周辺生活に与える影響が軽微なもの